

Title	小橋一郎著『手形行為論』
Sub Title	I. Kobashi : On "wechselakt"
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.2 (1965. 2) ,p.86- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650215-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650215-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小橋 一郎 著

## 『手形行為論』

手形というものは、発達した取引社会における商業の用具であり、緊密に組織化ないしは連結せられている近代資本主義社会において、それ自身が一個の客観的価値をもつたものとして流通すべきことが本来予定されている。

人格者間における取引においては、その取引の主体の意思が当該取引の駆動力であり、その点、取引の用具として手形を用いる場合においても、手形取引の根拠が当事者の意思に存することにつき差異はあり得ない。

しかしながら、手形が、原則としてそれ自体は取引の目的ではなく取引の用具であること、そして本来流通の予定されていることから、手形関係を規制する手形法は一般取引からの特殊性をその中に含んでいる。そのことが、手形法の解釈学において、種々の対立・困難を生来する一つの原因をなして居り、しかも、それらの対立の多くは、手形関係の本質に対する理解の差から派生して居るものであつて、個別的な条規の理解の差異について議論をくりかえしても、根本的な解決に歩を進めることにはならない場合があり得る。むしろ、手形理論の定立によつて、演繹的に法文解釈がなされるこ

とが、問題をを進めるのに資することが多いのである。ヤコビの「権利外観理論」が、その後の手形法学——なかならず手形法解釈学——に深甚な影響を及ぼしていることなど、その一例である。

小橋一郎教授の「手形行為論」は、「手形行為が手形関係を成り立たしめる基礎であると考ええるから、手形法の基礎理論というつもりである」と冒頭に著者の述べるところと、先ず著者の手形理論を提示し、さらにその理論に従つて今日手形法の解釈上重大な対立を生じている諸問題に対し、著者独自の解決を示して行くという構成をとる。このように体系的詳密な研究は、一つの問題をめぐつて異なつた立場がじつと対峙しているようにも見えかねない今日の手形法学に対し、大きな波紋を投ぜずには置かないであろう。その意味においてだけでも、本書は待たれた書であるが、さらに、本書はようやく学界の固定観念化しようとしている形式尊重主義——あるいはもつと端的に「権利外観理論」——に対する精細な批判を提示することにより、これまでの手形法学の進んで来た方向に対する反省を与えたことによつても、今日その意義は特に大きいものといわなくてはならない。

私自身についていえば、著者の論述の随所に疑問を抱いた。その中には、著者の根本的な理論に対する異見も含まれる。しかしながら、浅学非才な後学にとつて、このような根本的な理論につき教示を得、かつ考えさせられたことは、稀な贈り物を得たにひとしく、先ず心からの感謝の意を表せざるを得ないところである。

本書を紹介するにあたり、はじめに、私が納得できなかったとこ

ろの著書の二つの基本的立場につきふれて置きたい。いうまでもなく、これから私の述べようとしていることは一つの異なつた立場の表明に過ぎず、著者の見解に対する論駁を意味するものではないが、本書の記述に対する疑問を提示して行こうとするにあたり、あらかじめ著者の基本的立場に対する私なりの見解をあきらかにして置くことは、かえつて紹介者としての礼にかなうことであると信ずるからである。

著者の基本的な立場の第一は、法律の規定は、当事者の意思あるいは通常有するであろう意思を根拠とし、それを意思の基準として表現したものである、とする。それゆえ、「法規は、手形における当事者の意思活動の平均値を基礎として、当事者の意思に期待しうる基準を示しうるとどまり、それを越えて意思活動を制約し拡張すべき理由をも可能性をも有しない」(二頁)し、「意思の存在を予想しえないところに私法法規は存在しえないし、意思の存在を期待しえないところに私法法規が意思を創造することもありえない」(二頁—二頁)から、手形理論において手形関係の当事者の意思を軽視する近時の傾向に対して、「手形関係における当事者の意思の基準としてのみ法規範たる手形法の考察から、当事者の意思を抜き去ることによつて、何を残すことができるであろうか。手形の流通の保護、取引の安全、そういった合言葉は、手形法規の本質を何一つ説明せず、ただ手形法規の適用の結果をある観点から眺めた描写たるにとどまる」(三頁—四頁)と批判を加える。

そして右の基本的立場から、具体的には、例えば手形行為の目的

を、「概ね手形上の義務の負担を内容として含む」(一三頁)として把握するにあたり、裏書人の担保責任が法定責任であるとする立場に対しての、「裏書人ないし為替手形の振出人の担保責任が法律によつて規定せられていることから、ただちにかかる担保責任の負担が手形行為者の意思とまつたく無関係なものと解し、このことから、手形行為を手形債務の負担を目的とする行為と解する説を非難し、手形行為を内容から統一的に把握することができないとするのは不当である。手形取引における当事者の意思が本体として存在しなければ、かかる責任を法律が規定しうる根拠がない」とする批判となり、また例えば抗弁切斷の法理が、譲渡当事者間において人的関係を捨象した抽象的債権のみを移転する意思表示がなされ、その効果として、手形行為の抽象性から当然に演繹されるものであるとし、法律が手形債権の抽象性を創造するものではなく、「抽象性が実体として存在し、それが一般に欲せられ、そのゆえに何人もそれを欲するものとして取り扱われなければならないときに、法律は抽象性を定めうるものである」(二五〇頁)として、ヤコビの所論に対し「しかしかかる取扱を法律が定めるときは、通常の場合にはその意思が存在することを前提とし、法律の根拠はまさにここに存するのであつて、当事者の意思は法律の根拠であり、解釈学もまたこれを述べるものにはかならない。これを誤れる方法というならば、正当な方法を見いだすべからず、これを現在ますます放棄せられつつある方法であるというならば、解釈学が本来の道はずれつつあることを表現するものにはかならない」と断ずる。

しかしながら、法規の解釈において直接に問題となるのは、立法者がその法文に与えた意味、すなわち立法者の意思であると私は思う。法規の制定に際しては、立法者により、錯綜する諸価値の中からひとつの選択がなされ、それが定立される。法解釈とは、そのように立法者により選択・定立された価値の再発見の仕事ではなからうか。いうまでもなく、規制の目的となつていゝる或る特定の行為における、行為当事者の通常有するであろう意思は、立法の材料としては重要な価値を有する。しかし、それは依然として立法の材料であり、且つ、衡平・公序・取引の安全といつた諸価値と立法の材料という面では同一のものである。或る特定の行為の当事者たるものすべてが、確定的にひとつの意思を有していても、なお法がそれを法に内在すべき理念に従つて合目的に規制を加えることは充分にあり得ることである。遺るのは法の実効性の問題のみであつて、規制の対象となつていゝる行為の当事者の意思が当然に実定法の根拠となるとすることは肯定できない。法規の中には、当事者の意思がそのまま採り上げられたものもあるうし、あるいは、法理念が当該行為の当事者の意思に対する指導的規制を加えていゝるものもありえてよい。そして、後者のごときものが現行法であつた場合、当事者の意思の大多数がそれに合一することは、法の実効性の問題であつて、決して法の根拠の問題ではないと思われる。

著者の基本的立場の第二は、有価証券上の意思表示をなすには、表意者の意思にもとづいて表示が相手方の意思にもたらされなければならぬから、「証券の交付が必要であることは当然である」

(八七頁、傍点評者)とするドグマにある。

右の基本的立場から、「手形行為の要物性」ということは、手形上の意思表示が手形証券の交付によつて相手方の意思により受け取れるということ以外何も意味しない(二六六頁)とし、有価証券についての、証券上の権利の行使に証券が必要なものとする通説的定義に対して、「それは所詮証券の一つの機能にすぎない。証券にかかると機能が与えられる基礎に、より本質的な現象が存在しなければならず、この現象に有価証券の本質が求められなければならない。」(九四頁)と批判する。そして、有価証券の本質は、「行為者の意思が記載せられ、行為者の意思に従い行為者の意思を担つて転々し、債権や社員権を動産のごとく流通せしめることに存」し、「証券が権利の証明手段として機能することは、有価証券のかかる本質からの一つの派生現象にすぎない」「したがつて権利の行使に証券が必要であるということから、証券上の義務の発生に証券の交付が必要であることを導き出すことはできない。義務の発生後に証明手段たる証券を交付することも可能はずである。そうでなくて意思が証券上に記載せられ、自由に譲渡しうる意思としてまず直接の相手方との意思関係を生ずるために、証券の交付が必要なのである」とするのである。

しかしながら、私にとつては、意思表示と証券交付との結びつきが何から生ずるか、ということが依然として問題である。手形行為の要物性というのは、たしかに手形上の意思表示の成立に証券の交付を要するという意味ではあるが、有価証券上の意思表示に限つ

て特にそのような取扱を受けるのは何故かということが、そもそも問題ではなかつたか。意思表示が相手方に到達するために当然に証券交付を要すべきいわれはない。或る特定の目的に従つて、有価証券上の意思表示につきそれが証券によるべき旨実定的に限定されているのである。その目的の探究が問題ではなかつたろうか。とすれば、有価証券においてはその機能的価値こそが本質であつて、ことから有価証券上の行為の要物性が「派生」して来るように思われるのである。

著者の立場では、有価証券上の権利は、本来債権あるいは社員権であるにもかかわらず、それが物権的な方法で流通すべく予定されているために、当然に権利の発生行為に証券交付が要求されるとする。すなわち、債権者あるいは証券発行者の意思が証券に担われ第三者に到達すると、そこで債権者と証券転得者との間に意思表示が成立し、直接に法律関係が生ずることになるとするのである。ここでは、証券は、発行者の意思の担い手である。しかしながら、このことは、機能的意義をはなれては、私にとつて文言証券性の問題以外ではあり得ないように思われる。

本書は、本文四章および「はじめに」「むすび」より成る。

第一章の「手形行為の概念」においては、手形行為をその実質において統一的に考察することは、手形法自体の解釈にのみならず、法律行為に関する一般の規定がどこまで、またどのようにより手形行為について適用せられるかを知ることに関立ち、且つ、手形行為に共

通の本質は、いずれもその法律行為における意思に着目すれば実質的な概念の定立が可能であるとし、手形行為を手形上の法律関係を発生せしめる要件たる法律行為と定義する(八頁—一六頁)。

第二章の「手形行為の成立」においては、先ず、意思表示理論におけるドイツ普通法以来の学説を吟味し、意思主義と表示主義の論争を、意思表示を以て「表示につらなる意思活動というように把握するか表示という点だけで捉えるか」の対立として把握する。そして、「法は決して表示という点だけにおいて意思表示をとり上げるものではなく、本来、意思表示によつて「表意者の意思は相手方の意思に伝わり、表意者と相手方との間に意思関係が生ずる」のであつて、意思と表示との不一致の場合においても、「表意者の側にその表示の存在について帰責事由すなわち何らかの意思の働きがあるときに、表示に相応する意思を内容とする意思表示があつたものとして取り扱われなければならないことがありうるのであつて、いかなる場合にかかる取扱が認められまた認められないかを定めるのが、意思と表示との不一致の場合に関する法律の規定であり」、いわゆる意思主義が決して表示において相手方との関係を惹起する面を看過するものでない点を指摘する。

意思表示の成立については、当事者間の意思関係は表意者の表示が相手方の意思の中に受け入れられなければならないから、相手方が表示を了知することによつてはじめて成立するものとする。そして、民法が隔地者に対する意思表示はその通知が相手方に到達した時から効力を生ずると規定するのは、到達が一般に相手方において

通常了知しうべき状態を生ずることと解されているからであり、もして到達と了知とがくい違う場合には、了知によつて成立した意思表示においてその効力発生時点を到達まで遡及せしめるという趣旨であると解する。また、民法五二六条の規定は、同様に、承諾の意思表示を申込者が受けたことを前提にして、契約成立の時期を承諾の通知を發した時点で遡らしめたものと解するのが、至当であるとす。右のごとき理解は、意思表示の本質からしてまさに正当な考察態度を示すものであり、この点は夙にわが神戸寅次郎博士がその承諾論において精細な研究をなしているにもかかわらず、その後の学界が不当にネグレクトして来た点であり、著者の見解に最も敬意を表するところである。

そして、右の意思表示理論はそのまま手形上の意思表示にも妥当するとして、次に手形理論の諸学説を詳細に吟味する。そして、手形行為の成立に手形証券の交付が必要であるのは、手形上の意思表示が成立し効力を生ずるためにのみであるとする立場から、契約説・創造説の諸学説をそれぞれ批判する。

さらに、手形の交付によつて成立するところの手形行為の性質については、わが国の通説が各個の手形行為につきその性質を決定すべきものとするに反対し、統一的に定めうるものとして、それが契約であるとする。問題となる為替手形の引受については次の如くいう。「引受人は、引受において手形所持人に対して手形上の意思表示をなすものである。その意思表示は、呈示者が手形所持人であれば、この者に対する手形の返還によつてこの者の意思に達す

る。この手形所持人が承諾の意思を有すれば、そこに引受という法律行為が完成する。この法律行為は契約であるというる。」そして、手形行為一般について、「手形上の意思表示が手形の交付によつて相手方に達し、相手方が承諾の意思を有することによつて成立する契約である」と定義づけるのである。

しかしながら、承諾の意思そのものは意思表示以外の内心的事実であつて決して意思表示ではない。この点について著者は、「単独行為と異なり意思表示を受領した相手方が承諾の意思を有しなればならないが、しかも承諾の意思表示をなすことを要しない場合がある。契約の典型的なもののように承諾の意思表示を必要とするのではないが、かかる場合もなお契約と称せられるべきである」として、民法五二六条二項および懸賞広告の例を挙げるが、私は異見を抱かざるを得ない。

法律行為は、法律要件のうち意思表示を要素とする点に着目してカテゴリーづけられているものであるが、そのことは、その中に意思表示以外の組成分子を含まないという意味ではむしろない。たとえば、いわゆる要物契約においては、意思表示以外に物の占有の移転という事実がその組成分子となつている。そして、そのような法律要件たる法律行為のうち、数個の意思表示の合致を要素とするものを契約と定義づけるのである。すなわち、単独行為と称されるものは、法律行為の要素たる意思表示が単独でなされている点にだけ着目されているものであつて、一個の意思表示とその他の事実とを組成分子とするものも依然として単独行為である。

民法五二六条二項の意味は、契約において、申込者の特別の意思表示又は取引上の慣習により、契約の要素たる承諾の意思表示が通知を必要としないものとされている場合には、承諾の意思表示と認むべき事実によつて契約の成立することを認めているものであつて、承諾の意思表示そのものを不要とする特約又は慣習を認めるものではない。とともに、承諾の意思表示と認むべき事実とは、承諾の意思そのものではあり得ず、その意思が何らかの形で表現されることを要するものであることはいふまでもない。同条は、契約において通知不要の承諾意思表示を要素とする特約または慣習のあるときに、例外的に、承諾の意思表示と認めるに足りる事実を以て充分であるとする規定であり、この規定が申込の意思表示と承諾の意思という内心的事実のみで、契約の成立し得ることを認める根拠となるべきではないと思う。また、懸賞広告は、申込の意思表示と指定行為の完了という客観的事実とを組成分子とするがゆえに、単独行為であると私は理解している。

次に、手形交付の欠缺の場合につき、諸学説とくにヤコビの権利外観説を採り上げ、これを批判する。すなわち、「意思表示にもとづく責任の根拠は意思表示である。本来意思表示にもとづいて生ずべき責任が、ある場合にもし意思表示がないのに発生するとすれば、その責任の根拠は、意思表示との関連において考察せられなければならない」から、「権利外観を作り出す行為は、手形上の意思表示の特質と関連してのみ考察せられなければならない。手形であることを知つて署名するという行為が、手形の流通性の根拠である

手形上の意思表示の特質と内在的関連性を有するということは、疑わしい」とする。そして、著者の見解は「手形取引において、手形上の意思表示がないにもかかわらず、手形上の義務の発生が認められるとすれば、それは、現実には手形上の意思表示がないにもかかわらず、これがあるものとして取り扱われる場合である」が、それは手形取引特有の取引義務として或る者が右のように取り扱われることを予期すべき場合であり、具体的には、「手形署名者が自己の意思をもつて手形を他人に渡すとき、他人に渡す意思が手形自体に關しているとき」であるとする。その結果、手形を他人に預けた者は手形責任を生じ得るが、「手形を盗まれた者は、盗まれたことに咎めらるべき点があつた場合でも、手形上の意思表示をしたものとして取り扱われるべき理由はなく、手形上の責任を負わない」とこととなる。

手形に署名しこれを他人に渡した者は、あたかも他人の心臓を刺さんとする現実の心理的意図が殺人の故意として評価されるように、手形責任の発生については心理的でないしは論理的に当然の予期があるとする著者の主張は、私の理解の足りなさがあるのかも知れないが、結局は客観的な帰責性の一つの基準を定めたものに過ぎぬのではないかと思われるのである。権利外観説においては、手形署名の作出者が帰責性ある (verantwortlich) 限りにおいて手形行為者としての責任を負うのであり、手形署名者が手形を自己の意思にもつて他人に渡した場合の行為と責任との間に内在的関連性があるとしたときに、権利外観説における行為と責任とが外的関連性を有するに過ぎないとするのは私の納得し難いところである。私には、両

者は、第三者の信頼度——著者の表現をかりるならば取引義務の内容——の把握についての量的な差に過ぎないように思われるのだ

が。

手形所有権なる観念については、著者は、手形行為者の意思が手形上に有体的に表現されており、手形上の権利を移転するには動産所有権の譲渡の法則と近似するから、この場合に手形上の権利の帰属者を手形所有権者と称ふことはあり得ることであるとす。そして、証券は所詮権利の証明手段に過ぎないから、証券に關する権利 (Recht an Papier) という概念の無益性を力説する。著者の基本的立場の最もよくあらわれているところの一つであるが、私にとつては、資格 (Legitimation) は実定法の賦与するところのものであつて、現行法上それは権利者としての推定・支払人の免責のほかに善意取得をも含めた実定的効果の根拠の総称である。証券は、善意取得の場合には単なる証明手段ではなく、それゆゑ、「証明手段の帰属が権利の帰属を決定すべき理由はない」ということはあたらな

い。(以上一七頁—二四頁)

第三章「手形行為の抽象性」においては、手形抗弁についての著者の見解が述べられる。

抗弁制限の法理については、手形上の意思表示は証券に記載され、それが第三者に受け入れられることによつてその第三者との間において成立するものであるが、表意者の手形上の意思表示そのものは本来抽象的なものであつて、直接当事者間においてはその抽象的意思表示が具体的な取引關係に含まれてなされそれが手形債権の



条件をなしているけれども、転得者との間においては当然に抽象的な権利義務が生ずるだけであるとする。すなわち、「証券発行者は、最初の取得者との間の取引関係がそのまま第三取得者に移ることを欲するのではない。証券上の債権が第三者に移ることを欲するのである。」法律は、このような当事者の意思を根拠として規定していることとなる。

悪意の抗弁については、右のような一般的に是認せられる意思としての権利（形式的権利）に対して、信義則にもとづきそれを個別の関係において阻止しうる権利（実質的権利）が防禦せられるものであるとする。

次に、法律行為の一般法則と手形行為の関係を、無能力者・瑕疵ある意思表示を為した者等の抗弁権の面から考察する。

著者は、無能力者制度につき、「無能力者制度が無能力者の絶對的な保護を目的とするものではなく、むしろ判断力の欠陥による取引の錯雑を防ぐことを目的とする」ものとみるべきではないかとする極めてユニクな仮説を立てる。そして、そうだとすれば、「手形行為は、現実には、具体的取引の一部として、とくにきわめて抽象的な金銭支払の約束としてなされるにすぎないものであるから、取引の錯雑を防ぐことは、具体的取引すなわち手形行為の原因関係について顧慮せられれば足る」として、その取消を人的抗弁事由として構成する。

瑕疵ある意思表示については、直接の当事者間においては民法の規定は手形上の意思表示にも適用されるが、第三者との間において

は民法の規定の適用はおのずから排除されているものとして意思表示の瑕疵による無効・取消は原則として人的抗弁事由とされる。ただし、要素の錯誤の場合には、「要素が当該法律行為の個性を成し、要素に錯誤があるときはもはや当該法律行為についての意思が存在しないことにあると考えられるから、要素に錯誤があるときは意思表示が存しないことになる」として、物的抗弁事由とされる。極めて特異な構成であるが、ただし、右の記述の中の「当該法律行為についての意思が存在しない」という意味が、当該表示に対応する意思が存在しないという意味であれば、心裡留保・虚偽表示においても同様のことがいえるのではないか。

自己契約・双方代理については、同一人において意思の混同が生じて無効となるものと解し、第三取得者との間においては有効に意思関係を生じ得るから、人的抗弁の事由となる。

また、同様に、商法二六五条違反の手形行為の無効も、人的抗弁事由とされる。（以上二四一頁―三一八頁）

第四章「他人によつてなされる手形行為」においては、手形行為の代理・署名代理・偽造が考察される。

先ず代理の方式については、故竹田博士の学説を祖述し、手形行為の代理についても商法五〇四条が適用されるべきであり、且つ手形の記載上署名行為が署名者自身のためのものでなく他人のためのものと解しうるかぎり手形行為の代理があるとするが、それは商法五〇四条の変更ではなく、手形行為の性質に応じた同条の適用を意味するにすぎないとする。

法人の手形行為については、法人の本質を考察し、擬制説と実在説とは本来対立せしめられるべきものではなく、前者は法とある実体との結びつきという視点に立ち、後者はその結びつけられる実体は何かという視点に立つ点をすべく指摘する。そして、機関の行為が代表か代理かという問題も、法人の組織内部の視点と行為の相手方との間の視点との問題に還元されるとする。すなわち、代表機関の行為は組織内部の関係では法人自身の行為であるが、相手方との間の関係は代理にはかならないとするのである。その結果、会社の代表取締役が会社のために手形行為を為すには、会社のためにするの意を明らかにして取締役が自己の名を署名しなければならぬこととなる。

無権代理の追認については、追認自体は意思のみで足り、表示は對抗要件と解すべきであるとする。追認の意思という主観的・内心的事実がそのまま法律要件となすことには疑問があるが、著者はこの立場によつて追認の相手方の問題を克服する。

さらに表見代理における第三者の範囲については、「手形上の意思関係は、行為者の意思にもつき手形の第三取得者との間にも生ずるけれども、それは手形の譲渡によつてであり、本来手形行為者の手形上の意思表示が成立していなければ、爾後の手形取得者との間の意思関係も生ずるはずがな」く、「本人の意思が代理行為にながつているかどうかは、本人が手形上の意思関係にはじめて入るとき、すなわち直接の相手方との関係において決せられるべきことであり、表見代理に関する民法の規定もまた、ここにおいてのみ適

用せられる」とする。これは近時の通説と真つ向から対立する見解であるが、民法の規定の趣旨からしても、私は著者の立場に全く賛成である。

いわゆる署名代理については、本人名義の署名がある場合には本人の手形行為があるか、偽造であるかのいづれかであつて、それ以外ではあり得ないと明快に論断する。この点に関連して、著者は手形行為の形式と実質という問題にふれ、手形上の意思が証券に担われて転々とする以上いわゆる形式こそが意思表示の実質であり、「これに対する実質といへば、原因関係しか存しない」と論ずるが、著者の立場の特色があらわれているところである。著者は、「むすび」において意思主義への復帰を語っているが、このような意味においては、むしろ表示主義に位置づけられるもののように思われない。

偽造の追認については、偽造においては本来追認の対象が存しないがために、無権代理の追認を類推する余地がないとする。著者の立場からの当然の帰結であろう。(以上三一九頁―三六三頁)

以上の紹介からもあきらかなように、著者の見解は現在の通説に対する挑戦を意味するものが多い。その意味で、現在の手形法学はこぞつて本書と対決せざるを得ないともい得よう。(昭和三十九年有信堂発行 三六七頁 定価一三〇〇円)